

b 経営者（役員）に対する広報の在り方

企業等にとって、情報セキュリティ対策を講ずることは、多額の費用が発生するので、企業等の経営者（役員）が情報セキュリティの重要性を認識しなければ、十分な情報セキュリティ対策を講ずることは困難であり、情報セキュリティ対策の成否は、経営者（役員）の意識にかかっていると言っても過言ではない。しかしながら、直接目に見える収益には結び付かないことから、長引く不況という現在の経営環境下にあっては、情報セキュリティ対策を講ずるインセンティブがなかなか働かない状況にある。したがって、経営者（役員）に対しては、情報セキュリティ対策が企業等のリスク管理やイメージアップ戦略として重要であり、長期的には収益に結び付くものであることを説明するなどして、情報セキュリティ対策の重要性を認識させ、必要にして十分な権限を与えた専任の情報システム管理者の設置、社員に対する情報セキュリティ対策についての研修の実施等企業等として、情報セキュリティ対策に取り組む姿勢を持たせるようにすることが重要である。

例えば、プライバシーに対する意識の高まりを受けて、顧客の個人情報情報の漏洩等により、損害を与えた場合には、損害賠償請求を受けるばかりか、関係企業等から取引を敬遠されるおそれがあること等を具体的に広報することが効果的である。

c 情報システム管理者に対する広報の在り方

情報システム管理者は、企業等の情報システムの管理を司る役職であることから、情報セキュリティ対策の重要性を認識させるだけでなく、それを実践させることが必要である。また、犯罪等が発生した場合、警察等関係機関等との連携窓口となる者である。

したがって、情報システム管理者に対しては、情報システム管理規程の内容、システム監査の実施の励行、情報セキュリティに関する情報の提供等、広報する内容も具体的、実践的なものとするだけでなく、関係機関及び団体との連絡協議会、シンポジウム等に参加させるなど、関係機関、連携体制が構築できるようなものである必要がある。

d 一般社員に対する広報の在り方

実際にネットワークを利用する一般社員に対しては、自らが情報システムを利用するに当たって、情報セキュリティ対策を確実に履行させることが重要である。

したがって、これらの者に対する広報は、何を行うべきかが明確で分かりやすく、かつ頻繁にその履行を促すもので必要がある。パンフレット、ポスターの作成、配布等一般社員が日常生活において、又はネットワークの利用に際して頻繁に目にする媒体を選択し、利用するとともに、各企業等が社員教育の一環として行っていくことが効果的と考えられる。

イ 情報セキュリティ対策に係る相談・指導等の強化

効果的な広報啓発活動等により、企業等の情報セキュリティに対する意識が高揚すれば、内部調査を行った結果発覚したトラブルに対しどのように対処したらよいか、どのようなセキュリティ対策を講じたらよいか等の相談や警察の行うネットワークセキュリティに係る防犯指導等を積極的に受ける企業等が増加することが予想される。

また、寄せられた相談の中には、ネットワークに係る不正行為の発覚の端緒となるものもあることが予想されるため、これに的確に対応することは、被害の未然防止及び拡大防止並びにネットワークに係る不正行為等の最新の事態を把握し、対策に反映させていく上でも重要である。

したがって、企業等からの相談に的確に対応するとともに、犯罪手口等犯罪実態等に基づく具体的な防犯指導等を一層充実して行えるよう、都道府県警察に設置されている相談窓口やネットワークセキュリティに係る防犯指導等の体制を充実・強化する必要がある。

(2) 利用しやすい優良な暗号製品等の開発・普及及び利用しやすい認証機関の整備方策

ア 優良な暗号製品等の開発支援

優良な暗号技術及び暗号製品の開発支援策の例としては、次のようなものが考えられる。

(ア) 犯罪の実態に関する情報の提供

ネットワークに係る犯罪等を効果的に防止する機能を有する暗号製品等を開発するためには、どのような犯罪がどのような手口で発生しているのか等犯罪の実態を把握し、分析することが必要となることから、暗号製品等の開発を行う事業者に対し、ネットワークに係る犯罪手口等犯罪の実態に関する情報の提供を行うことが考えられる。

(イ) 暗号製品等の満たすべき水準に係る基準の設定

暗号製品等がネットワークに係る犯罪等の防止の観点から満たすべき水準について、基準の設定を行う。この基準の設定に当たっては、互換性の確保や利用者インターフェースに十分配慮するとともに、情報通信技術の進歩及びこれに伴う犯罪実態の変化が急速であることを踏まえ、可能な限り技術的進歩等に耐え得る基準の設定に配慮するとともに、改訂の必要が生じた場合には速やかに改訂していく必要がある。

(ウ) 暗号製品等の開発に係る財政上、税制上の優遇措置

優良な暗号製品等の開発に要する費用に関する資金援助、暗号製品等の開発に利用される機器についての課税の減免等財政上、税制上の措置について、暗号製品等の開発を行う企業等に対して既存の制度を紹介することにより、その利用を促すほか、新規の制度の創設を行うことが考えられる。

イ 暗号製品等の普及支援

優良な暗号技術及び暗号製品の普及支援策の例としては、次のようなものが考えられる。

(ア) 暗号製品等の利用普及方策

a 広報啓発

企業等に対し、ネットワークに係る犯罪の発生状況及びその被害の防止のためには、優良な暗号製品等を利用する必要があることについて広報啓発を行う。

b 暗号製品等に係る評価及び情報提供

暗号製品等についてその強度等の安全性や利便性等に対する評価を行うとともに、企業等に対し、評価についての情報提供を行うことにより、評価の高い暗号製品の利用を促進することが考えられる。この評価については、情報通信技術の進歩及びこれに伴う犯罪実態の変化が急速であることを踏まえ、評価と現実の安全性がかい離しないよう、その見直しを行う期間について配慮するとともに、変更を利用者等に知らしめるため、ネットワーク等を利用して常時公表を行うことが望ましい。

(イ) 認証機関の利用普及方策

第2章4(2)ウから認証機関については、「技術的セキュリティの確保」、「社会的信頼性」、「技術的能力の高さ」、「財政的な基盤」などに関する適格性が求められており、同エからは、このような適格性の確保について「認証機関が、国内の業界で作成したガイドライン又は国際的なガイドラインに従っているかどうかを開示するようにすればよい」とするものが52.3%、また、許認可等行政の何らかの関与を求めるものが40.7%となっている。

また、政府等に対する情報セキュリティに関する要望事項の中でも、「公正な立場で使用者が安心して使用できる標準を打ち出してほしい。」等、信頼性の確保及び標準化に向けての何らかの施策を求めている意見がある(第2章5(4)参照)。さらに、認証機関を利用しない有力な理由として、「利用方法が分からない」、「複数の機関があるなど、利用が面倒である」等の意見があり、相互運用が確保されている等利用しやすい認証機関の整備が求められている。

したがって、認証機関の利用の普及を図るためには、利用者が1つの認証機関を利用することにより、安全にネットワーク上での認証が可能となるよう、認証機関が採用する技術の標準化を図るとともに、相互運用性に配慮した認証の体系を構築することが必要であり、そのためには、技術的・人的・組織的安全性等に係るセキュリティ基準等認証機関が満たすべき要件を整理するとともに、認証機関にその要件

を確実に充足させることが必要である。

認証機関にその要件を充足させる方法としては、認証サービスの提供者を政府機関等の公的機関に限定する公的機関限定方式、認証サービスの提供者を政府機関等の許可（認可）の取得者に限定する許認可制、認証サービスの提供者に対し政府機関等への届出を義務付ける届出制、認証サービスの提供者に係る政府機関等への任意の登録制等を設け登録等を行った者の行う認証行為について裁判上の推定を認める等一定の法的効果を認める法的効果付与制、認証サービスの提供主体やその方法についてガイドラインとして一定のルールを設け自主的な遵守を期待するものなどが考えられる。その要件充足性の担保力には差異があり、公的機関限定方式や許認可制は要件充足性を担保する力が強く、ガイドラインはその遵守を強制する手段を欠き要件充足性の担保力が弱いことから、要件充足性を担保する観点からは、公的機関限定方式や許認可制が望ましいということになるが、一方で、電子商取引の普及を促進するためには、各取引分野ないし業界の個別的、具体的性質に応じた認証サービスが提供されることが望ましく、認証機関の要件を充足させる方法には、このような民間における多種多様なニーズへの対応が可能であることへの配慮も求められる。この点に関し、既に、認証機関に関する法制を整備しているドイツにおいては、認証機関に係る免許制を採用するとともに、認証機関の要件充足性を検証するための監査を行うこととしており、現実の監査は、専門的な知識経験を有する民間の第三者機関が行政機関から委託を受けて行っている。また、米国及び英国においても、認証機関に係る制度的枠組に関し、免許制、法的効果付与制等行政機関は関与する枠組みの検討が行われているところである。

我が国においても、相互運用性に配慮した認証の体系を構築するに当たっては、認証機関が満たすべき要件の充足性の確保を基本としつつ、民間における認証機関に対する多種多様なニーズへも配慮し、両者の適切な関係を踏まえた制度的枠組みの在り方について、行政の関与の在り方も含めた検討を行っていくことが必要である。

以上